

令和7年度「世界とのつながり強化推進事業」実施要項

令和7年4月1日
国際・経済交流課

第1 目的

本県と世界の国々との多様な交流の拡大を促進し、交流の担い手の育成を図り、継続的な交流を推進することで、本県の国際交流の推進、及び県産品販路拡大等の世界の活力をとりこむための礎をつくる。

第2 事業概要

第1の目的のために、同一年度内に宮崎から海外への国際交流、又は経済交流を行う県内の民間団体に対して補助金を交付する。

第3 事業実施団体

県内の民間団体

第4 事業の内容

宮崎から海外の団体等に訪問し、国際交流又は経済交流を行う。

第5 募集、選定及び補助金の交付決定

- 1 県は、事業の実施に当たり、本件補助対象事業を一般公募する。
- 2 事業の実施を希望する団体は、次に掲げる書類を、別に定める日までに県に提出するものとする。
 - (1) 事業実施申込書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 収支予算書（様式第3号）
- 3 県は、上記2の提出があったときは、実施意欲、事業目的との整合性、事業の新規性・継続性・波及効果・地理的バランス、実現可能性等を考慮の上、世界とのつながり強化推進事業審査要項に基づき、事業実施候補団体を選定する。また、2の団体に選定結果を通知するものとする。
- 4 上記3の規定により選定を受けた事業実施候補団体は、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）及び「世界とのつながり強化推進事業」補助金交付要綱（令和5年7月11日宮崎県国際・経済交流課定め）の規定に基づき、次に掲げる書類を別に定める日までに県に提出するものとする。
 - (1) 補助金交付申請書（補助金等の交付に関する規則様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 収支予算書（様式第3号）
 - (4) 当該団体の定款又は規約
 - (5) 当該団体の過去2年間の活動実績を証する書類
 - (6) 法人格を有する団体の場合には、納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - (7) 法人格を有する団体の場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされて

いる法人にあつては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（補助金交付要綱様式第1号）

- （8）構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないことの誓約書（補助金交付要綱様式第2号）

- 5 県は、上記4の書類の提出があつたときは、補助金交付の適否を判断し、事業実施候補団体に通知するものとする。

第6 募集要項

県は、各年度の事業の実施に当たり、世界とのつながり強化推進事業募集要項を作成する。

第7 対象事業の条件等

- （1）応募は団体を原則とし、1団体当たりの参加者は3名以上とする。
（2）国際交流、又は経済交流を行うこと。
（3）本県と将来にわたる交流の継続・拡大に資する交流であること。

第8 補助金交付

決定した額を、事業実施団体が指定した口座に振り込む。

第9 その他

この要項は、令和7年度の予算に係る世界とのつながり強化推進事業から適用する。